

平成17年3月2日（水）

企業会計審議会

第2回内部統制部会会議録

於 金融庁共用第一特別会議室
（中央合同庁舎第四号館11階）

金融庁総務企画局企業開示参事官室

午後 3時00分 開会

○八田部会長 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。これより第2回内部統制部会を開催いたします。

皆様には、お忙しいところご参集いただきまして、ありがとうございます。

なお、本日の部会も公開することにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

まだおそろいでない方もおられますが、早速、議題に入らせていただきます。

それでは議事に入ります。

前回、2月23日に開催されました部会では、米国で内部統制の枠組みとして利用されているCOSOのレポートについて説明をいただき、皆様にご審議をいただきました。本日はこれに続いて、先ず、米国のPCAOB（公開会社会計監視委員会）が策定いたしました内部統制に関する監査基準について、改めて町田委員から説明していただきたいと思います。

町田委員、よろしくお願いいたします。

○町田専門委員 町田でございます。前回の部会におきまして、アメリカの内部統制の現状ということで、COSOのフレームワークについてご説明いたしました。本日はそれに基づく内部統制報告の内容を確認・検証する監査人側の基準であるPCAOBの監査基準2号についてご紹介させていただきたいと存じます。

初めに、本日の配布資料は全部で8枚と別添で監査報告書の例示を1枚つけております。ご報告の内容といたしましては、まず、PCAOB監査基準2号がどのようなものに準拠して権限を持っているのかということをお話した上で、それを受けてPCAOBの監査基準2号がどのようなことを指示しているのかということをご説明したいと存じます。

では、レジュメの方に従って報告させていただきます。

そもそもPCAOBというのは、アメリカの公開会社会計監視委員会 Public Company Accounting Oversight Boardの略称ですけれども、前回の部会でもお話しいたしました、Sarbanes-Oxley法に基づいて新しく設置された機関です。同法は、企業改革法と日本では呼ばれておりますが、2001年末のエンロン事件をきっかけとして多発した不正な財務報告問題への対処を図るべく、当時取りうる限りのさまざまな改革プランを盛り込んで2002年の7月に成立しました。

企業改革法の諸規定のうち、101条というところでPCAOBを創設する規定が置かれています。そこにありますように、PCAOBは次のような機関となっております。

まず、公開会社及び会計事務所からの資金拠出によって運営されておりますが、予算はSE

Cが監督しております、PCAOBの活動内容は、毎年SECに、報告する義務を負っています。したがって、民間機関というよりは準公的な機関と位置づけられるかと存じます。

また、従来、アメリカでは、会計基準に関しては財務会計基準審議会が設定しておりましたが、監査基準についてはアメリカ公認会計士協会の監査基準審議会が設定しておりました。その監査基準の設定権限、そのほかに独立性に関する基準や品質管理の基準なども含めて、公認会計士の監査業務にかかわる一連の基準に関しては、PCAOBが今後は設定するものと定められております。従来の基準をいきなり全部つくり変えるとうわけにはいきませんので、現在のところ、PCAOBが設定したものはPCAOBの基準を優先するが、それ以外のもは暫定的にアメリカ公認会計士協会がこれまで策定・公表してきた基準をPCAOBが認めるというような形で、従来の基準の権威・効力が保たれております。

また、SEC登録会社を監査する会計事務所はPCAOBに登録しなくてはならないということになっておりまして、登録会計事務所という言い方をしますけれども、PCAOBの監督下に置かれます。大規模事務所に関しては年1回、中小は3年に1回、PCAOBによる検査を受け、また、それらに対する懲戒権限もPCAOBが担っております。この件に関しましては、登録対象に外国の会計事務所の含まれるということで、日本でもいろいろと議論のあったところかと存じます。

さて、上記の権限に基づきまして、現在までのところ、PCAOBからは3つの監査基準が公表されております。第1号が監査報告書に関する基準、2つ目が今日ご報告します内部統制の監査に関する基準、3つ目が監査調書に関する基準ということになります。

さて、内部統制報告の内容に移りますけれども、内部統制報告に関しましては、企業改革法の404条におきまして、2ページ目をご覧ください、次のように規定されております。

まず、404条の(a)項で、(1)としまして、財務報告に係る適切な内部統制構造及び手続を策定し維持することについての経営者の責任を表明する、そして、(2)として、最新の会計年度末における財務報告に係る発行体、これは企業ですけれども、そこにおける内部統制構造及び手続の有効性の評価を経営者が内部統制報告書として表明します。つまり、責任の表明と内部統制の有効性の評価を表明するわけです。そして、それを受けて(b)項で、登録会計事務所が、経営者によって行われた評価について証明業務、これは、企業改革法ではattestation業務を実施しなさい、そして報告しなさいということが規定されております。そして最後の行ですが、ここでいう証明は、監査業務とは別立ての契約の対象とは出来ないと、つまり、監査を行う会計事務所が行う、監査に当たっては当該企業を十分知っている登録会計

事務所が行うということが前提である、ということになっております。つまり、企業改革法の404条では、財務諸表の開示とそれに対する監査という枠組みに加えて、その背景となる内部統制の有効性の評価とそれに対する証明という新しい報告の枠組みがセットとなって追加されたということが言えると思います。

さて、企業改革法では、404条に先立つ302条で、CEOまたはCFOが年次報告あるいは四半期報告において、財務報告を適正に表示していること、及び内部統制の構築及び維持に責任を有していることを宣誓することも求められています。404条は内部統制に関する報告の規定ですけれども、実はこの302条とセットとなって財務報告の適正性ということを保証するための規定となっております。したがって、404条は、内部統制全般ではなくて財務報告に係る内部統制という形で、かなり目的を限定した内部統制報告が求められているということが言えるかと思えます。

続いて、2ページの(2)のところですが、2002年の7月に企業改革法ができて、それを受けて実際の運用規則を整える必要があるわけですが、そこで、SECが翌2003年の6月5日に規則を公表いたしました。「証券取引所法の下での年次報告における、財務報告に係る内部統制についての経営者報告及びその証明」という規則ですが、この中で、3つのことが明示されました。1つは、「財務報告に係る内部統制」というものの定義が示されました。第2としましては、経営者による内部統制報告の記載事項が示されました。経営者の内部統制報告ではこのような事項を記載すべきだということが規定されたわけです。また、第3点目、実は1977年に、内部統制、特に会計に関する内部統制である内部会計統制について、それを構築・維持しなさい、ということが海外不正支払防止法で定められていたのですが、今回の内部統制報告の制度において、もしも内部統制に問題があるとされた場合にその責任が1977年の海外不正支払防止法によって問われることになるのかどうかという点が問題になっておりました。その責任関係の調整が図られております。本日はこの3点目については項目のみでとどめておりますが、1点目、2点目については、以下、詳しくお話していきたいと存じます。

まず、定義につきましては、2ページの下のところから挙げておりますが、主に(1)、(2)、(3)というところ、ここが「財務報告に係る内部統制」の定義を示している部分です。読み上げますと、「企業の資産の取引及び処分を合理的な詳細さで正確かつ適正に反映する記録の維持、取引が一般に認められた会計原則に準拠して財務諸表が作成されるように記録され、当該会社の収入と支出が会社の経営者及び取締役の承認に基づいたものだけが実施されることについての合理的な保証の提供、財務諸表に重要な影響を有するかもしれない資産が未承認の

ままに取得、使用または処分されることを防止する、あるいは適時に発見することについての合理的な保証の提供」、こういった財務報告に係る内部統制の定義を与えています。

この定義は、前回お話いたしましたCOSOの内部統制フレームワークにおける3つの目的、内部統制を構築する3つの目的、1つは業務の有効性と効率性、2つ目は財務報告の信頼性、3つ目はコンプライアンス、法令遵守ということですが、そのうちの1つである財務報告の信頼性の部分に限定して内部統制報告を行うべく、財務報告の部分に関する内部統制の内容を具体的に述べたものだと考えられます。業務の有効性と効率性はここでは議論の対象になりませんし、また、コンプライアンスに関しましては、例えばSECの規則などに関しては、財務報告の場面でSEC規則への準拠ということが問われる場合もありますので、そのような部分では当然関わってまいりますけれども、それ以外の法規一般の遵守というものについては内部統制報告の対象とはならないということが明らかにされたということです。

そして、3ページ、内部統制報告に係る記載事項がそこに示されているような形で列挙されていますが、ここは後でご覧いただくことにして、ここでは省略いたしたいと思います。

さて、3ページの下段ですけれども、企業改革法では、内部統制報告について、経営者報告と、監査人による証明、登録会計事務所による証明のことが規定されていましたが、実は、SEC規則では、そのうち監査の基準については、企業改革法によって創設されたPCAOBが設定するものとして、特段規定は設けておりません。また、企業改革法では、内部統制の監査について、証明業務、attestationという言い方をしております。この中身について、SEC規則では、企業改革法の成立時点で証明業務という用語が用いられていたのであって、PCAOBは監査基準、証明業務基準に関する設定権限をもっているのであるから、PCAOBが後日公表する基準においていかなる内容の保証業務が求められるかはSEC規則では限定しない、という考え方を明示しております。さらに、SEC規則では、財務報告に係る内部統制の定義は示しましたが、各企業によって内部統制の評価の仕方は異なるということから、具体的な評価の範囲や方法は明示しませんでした。この点が、3ページの一番下のところで、次にお話しするPCAOBの基準との関係で問題になってまいります。

さて、そのようなSEC規則を受けまして、約10カ月ぐらいにわたってPCAOBが議論を重ね、公聴会を重ねて出したのが監査基準2号ということになります。4ページをご覧ください。監査基準2号は2004年3月9日に公表されました。そして、アメリカの企業については2004年11月15日以降に終了する事業年度から、中小企業あるいはSEC登録の外国企業については2005年7月15日以降に終了する事業年度から適用が開始されることとなっています。

この監査基準2号ですが、これはあくまでも内部統制に係る監査基準なのですけれども、実は「経営者による評価プロセスの理解に当たって対象となる要素」として、先ほどご説明しましたように、SEC規則が明示しなかった経営者による評価の要素を非常に細かく明示しております。そして、この明示した細かさのゆえに、PCAOB監査基準2号に基づく内部統制報告というのは大変だと、コストがかかるという認識が広まったというふうに見受けられます。詳細はレジユメの以下の部分をご覧くださいと思います。

5ページをごらんください。PCAOB監査基準2号では、4ページ～5ページにかけてあげてあります非常に詳細な項目を含めて、経営者による企業の財務報告に係る内部統制の評価は以下の手順で行われるとされています。まず、内部統制フレームワークを理解する。これは例えばCOSOの内部統制フレームワークを十分理解する。そして、評価プロジェクトを立案し、これは内部統制評価のプロジェクトを立案し、まず重要な勘定科目およびそれに係る注記を選び出します。これは経営者もしくは企業自身が選び出します。そして、評価対象となる事業部門、子会社等を選定し、5番で、その勘定科目と評価対象を関連づけていく。この3、4、5を企業自身が行うのだということ、こここのところのプロセスが、経営者自らいわゆるキーコントロールを設定するという意味で重要なところということになります。そして、6番で会社レベルの統制評価を行い、7番で業務レベルの統制評価を行う。そして、最終的に継続的なモニタリングを置いて、有効性を維持していこうということになります。

続いて、監査のプロセスです。その下の1～7ですけれども、まず監査計画を立案し、2番で経営者評価のプロセスを評価します。実は経営者の行った評価、上の1～8で申し上げた評価のプロセスを評価するというのはこの2番で終わってしまいます。3番以下は、まず監査人が独自に企業の財務報告に係る内部統制を理解するところから始まります。この3番のところはいわゆるウォークスルーと言いまして、取引の発生から会計情報システムを経て最終的に財務報告に至るまでのプロセスをたどっていくという手続ですけれども、そこをまず行って、企業の内部統制を理解した上で、次の設計上・運用上の有効性評価を行い、そして最終的に2つの意見を形成します。1つは、2番まで行った経営者の評価プロセスに対する意見、これが適正かどうかの意見。2つ目としては、財務報告に係る内部統制の有効性について、3番以下で監査人自身が直接評価した結果の報告ということになります。

別添の監査報告書をご覧くださいませでしょうか。「意見区分」のところをご覧ください。

まず、「我々の意見では、W会社が20X3年12月31日現在において財務報告に係る有効な内部統制を維持している、という経営者の言明は、COSOの内部統制フレームワークに基づくと、

すべての重要な点において適正に表示されている。」という部分、これはいわゆる財務諸表監査などで示される適正意見、財務諸表に対する適正意見と同じレベルのものかと思えます。つまり、経営者の意見が表明され、経営者の見解が表明され、それに対して監査人が意見形成を行う。

そして、重要なのはその下ですが、「また、我々の意見では、W会社は、COSOのフレームワークに基づいて、すべての重要な点において20X3年12月31日現在において財務報告に係る有効な内部統制を維持している。」となっています。この「また」以下は、監査人自身が自ら表明する直接報告、ダイレクト・リポーティングと呼ばれる報告業務になります。ここは非常に重い責任を負って行われる報告業務かと思われます。

さて、レジュメの方に戻りますが、6ページをご覧ください。今見ました監査報告書に关しましては、幾つか指摘できる点があります。

例えば「定義の区分」では、先ほどSECの規則のところ挙げました1、2、3という財務報告に係る内部統制の定義がそのまま用いられております。

また、「導入区分」以下ですが、各箇所で「準拠した基準の名称、例えばCOSOが公表した内部統制フレームワーク」という言い方で、あくまでもCOSOのフレームワークというのは代替的なものなのだと、他のフレームワークでも構わないのだという姿勢を一応はとっております。ただ、PCAOB監査基準2号では、別段の箇所で、レジュメの6ページの大きな黒丸の下から3つ目ですけれども、付録Aの14パラグラフでは、アメリカではCOSOのフレームワークが使われる頻度が高いので、この監査基準はCOSOのフレームワークに基づいている、とはっきりと言っておまして、実質的にはCOSOのフレームワークに基づく考え方で一貫しております。ただ、内部統制報告は、海外の企業に対しても求めることとなりますので、それに当たっては、COSOと違うフレームワークでも構わない、ということが示されているものと考えられます。

次に、6ページの一番下をごらんください。実は、内部統制報告における監査人の検証業務については、企業改革法、SEC規則では、ずっと「attestation」という用語が使われていました。ところが、4ページのところに監査基準2号のタイトルの原語を示してありますが、そこでは「Audit」という用語を使っております。この「Audit」と「attestation」とはどう違うのか、もし違ふとすれば、とくに、Auditの方がより高い水準の保証業務であるとするれば、企業改革法では「attestation」と言っていたのにもかかわらずPCAOBで「Audit」を求めするのは、いかがなものかというコメントが、PCAOB2号の公開草案段階でのコメントとし

て数多く寄せられたそうです。それに対して監査基準2号の中では明確にその考え方を否定しておりまして、証明、attestationというのはあくまでも会計プロフェッションによる検証業務全般を示す言い方であって、保証水準の問題とは関係ないとして、企業改革法のattestationと監査基準2号のAuditとは矛盾しない、必要なのはこの監査基準2号に求められている監査手続を実施することであって、企業改革法においても低い水準の業務でよいということは意図していない、と述べています。実際には、以前は、証明attestationというのはAuditよりも低いレベルの保証水準だということが、いろいろな文献等でも言われてきていたのですけれども、そのことを明確に否定しているという点においても、監査基準2号は注目に値するかと思われまます。

また、7ページですけれども、監査基準2号では、また1つこれまでの議論を変更する、定義を変更することを行っております。それは、従来、「重要な欠陥 (Material Weakness)」という用語に関しましては、その定義が、重要性ということと、リポーダブルという、報告し得るあるいは報告する必要があるということが条件となっていたのですけれども、ここでいう「重要な欠陥」に関しましては、重要であるということと、欠陥の発生可能性が高いということ、この2つを条件とする定義に変更しております。

そして、内部統制が有効であるということの定義を、これは以前からいろいろと議論のあったところなのですが、最終的に、内部統制に重要な欠陥 (Material Weakness) がないということをもって有効であるとする、としています。そして、「Material Weakness」より少しグレードの低いものとして「Significant Deficiencies」(重大な不備) という概念を設定し、さらにそれに至らない「軽微な不備」という下位概念、この3つの概念を設定しておりまして、このうちの上2つについては経営者の内部統制報告書及び監査人の内部統制報告書で報告することが要請されております。日本の実務で言いますと、例えばゴーイングコンサーン問題の取扱いに近いのかなと考えております。したがって、この3つの概念のうち、一番低い「軽微な不備」に関しましては報告する必要はないと、それから、「重大な不備」に関しては問題があるので報告しなければいけないけれども、それがあからといって内部統制が有効でないということまではいかないと、そして、「重要な欠陥」があると、それはもう内部統制は有効でないということになってしまうという整理になると思います。

この点につきましては、『Compliance Week』という雑誌がありまして、そこではもう既に公表されてきています内部統制報告書に記載されました「重大な不備」あるいは「重要な欠陥」の内容を分析しております。レジュメの下の図です。カラーだったのですが白黒になりまして

ちょっと見にくいかもしれませんが、これによりますと、2004年の1年間に582件の内部統制の不備または欠陥が報告されておりまして、そこに示しておりますような内訳になっています。一番多く、50%を占めるのは財務報告システムや手続に不備があったケースということになっております。

そして、最後、8ページですけれども、監査基準2号では、このような財務報告に係る有効な内部統制の報告制度を置くことでコストがかかるということを確認しております。しかしながら、そのコストに対して得られるベネフィットについても、本文(a)項のところで列挙されております。まず、今の『Compliance Week』の分類でもありましたように、企業のシステムの改善に寄与するということがまず挙げられております。業務を有効に管理し、投資家に対する義務を果たすのに不可欠だということ、また、不正の発見・防止に効果的な機会を提供すること、それから、導入時期にはコストがかかるけれども、その後、財務コントロールシステムの単純化や生産性の向上によってコストの減少につながるベネフィットがあるだろうということ、そして、監査基準2号では再三強調しているところなのですけれども、評価の主たるベネフィットは企業だけにあるのではなくて、そもそも公開市場の基礎を健全なものとするに寄与するのだと、内部統制報告は企業にとってのコストではあるけれども、市場にとってのベネフィットが最終的にリターンとして戻ってくるのだ、ということが説明されております。

以上、多少長くなりましたが、ご報告させていただきました。よろしく願いいたします。

○八田部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問などの時間は、後程まとめて取りたいと考えますが、この時点で特にご発言がありましたらどうぞ。

よろしいでしょうか。

安藤委員、どうぞ。

○安藤臨時委員 訳語の確認ですけれども、これはケアレスミスだと思うのですけれども、4ページの最初の黒丸の監査基準2号の日本語の訳ですけれども、これは英文を見ると何か抜けているのではないですか。「財務報告に係る内部統制の監査」になるんですかね。

○町田専門委員 途中で切れておりまして、失礼いたしました。「財務諸表の監査とともに実施される」の後に「財務報告に係る内部統制の監査」が入ります。失礼いたしました。

○八田部会長 ありがとうございます。

では、竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 ちょっと細かいことで、定義のところなのですけれども、(1)～(3)まであって、(1)の方は「企業の資産の取引及び処分……」と書いてありまして、(3)の方は「財務諸表に重要な影響を有するかもしれない資産」という「かもしれない」という部分に非常に不透明性が入ってしまうのですけれども、ここはどのぐらいの段差があると考えてよろしいのでしょうか。これは承認の範囲をかなり広めたり狭めたりしてしまうので、どういう認識あるいは原語はどのような言い方をしているのかちょっと教えていただけますか。

○町田専門委員 お答えいたします。

この点に関しましては、まず、現時点ではまだ顕在化していないものや、その影響の多寡をこの段階で計ることはできないものがあります。例えば未確定事項や偶発債務の問題があげられます。それから、取得あるいは使用、処分といったことがまだ具体的に決定されていない、将来にわたるものといったことが考えられます。したがって、その「かもしれない」というのは、この時点ではまだ資産の取得、使用、処分が確定していないという意味にとっておりますので、程度の問題としてはここでは考えておりません。

○八田部会長 よろしいでしょうか。

ほかはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に、米国以外の諸外国の状況につきまして、橋本委員にご説明いただきたいと思えます。橋本委員、よろしく願いいたします。

○橋本臨時委員 橋本と申します。各国の内部統制制度に関しまして、カナダ、フランス、イギリス、韓国、ヨーロッパ連合（EU）、国際監査・保証基準審議会（IAASB）の最近の状況をご報告させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まずカナダの状況ですが、カナダは地理的に近接するアメリカの影響を強く受けながらも、いわゆる原則主義の視点から、ガバナンスや内部統制の問題に取り組んでいること、監査人等を含む広範な関係者を対象とする上場企業のガバナンスについてのガイダンスを公表してきたのが、会計プロフェッションであるカナダ勅許会計士協会（CICA）の統制規準審議会という機関であったことをまず特徴として挙げることができます。この統制規準審議会は、アメリカの「COSO」に対して「COCO」と略称されております。COCOは、1992年に、民間、公共および非営利の部門におけるコーポレート・ガバナンス・システムに関連した事項を含む組織体内部の統制システムに関する設計、評価及び報告のための統制に関するガイダンスを設定することを目的として設置されました。

C o C oは、お手元の資料の1ページ～2ページにございますように、統制に関する4つのガイダンスと1つの特別公報、これはコンピューター西暦2000年問題に関するものですが、これらを公表した後、現在ではその役割を同じくC I C Aの中に設置された後継機関である「リスク・マネジメント及びガバナンス審議会」(RMGB)に譲っております。このリスク・マネジメント及びガバナンス審議会からは現在までのところ新たなガイダンスは公表されておりませんが、幾つかの出版物及び取締役が問うべき各20項目の質問事項に関する出版物が公表されております。

C o C oのガイダンスでは、そのタイトルにも見られますように、「統制」という用語を使っており、財務報告に関する内部統制よりも広い範囲を扱っております。ガイダンス1号には統制の定義と有効な統制のための判断規準が示されており、また、3号には統制を評価するための8つの原則が示され、なぜ統制を評価するのか、だれが評価に関与するのか、いつ統制を評価するのか、評価が行われる前に何を検討すべきかなどに関しまして、統制の評価原則となる基準及び10の評価段階を示しております。

一方、1994年12月には、トロント証券取引所のカナダ・コーポレート・ガバナンス委員会より「デイ報告書」が公表されました。このデイ報告書は、カナダにおけるガバナンスの確固たる基礎を築いたと評価されておりますが、この内容はC o C o及びRMGBの活動に大きな影響を及ぼしております。この委員会は、デイ報告書の公表から5年たった1999年6月に、上場企業のガバナンス状況などがどのように変化したのかを明らかにするために調査を実施しております。また、2000年7月には、トロント証券取引所、トロント・ベンチャー証券取引所及びC I C Aによりデイ委員会の後継委員会として「コーポレート・ガバナンスに関する共同委員会(ソーサー委員会)」が設置され、デイ報告書の勧告事項の有効性を検討し、「ソーサー報告書」と題する報告書を報告しております。

2002年7月、アメリカにおいて企業改革法が成立しましたが、この法律はカナダにも大きな影響を及ぼしており、企業改革法により新設されたPCAOBに類似する機関として、カナダにおいては2002年7月に「カナダ公共説明責任委員会(CPAB)」が設置されております。

カナダの最近の状況ですが、企業改革法の制定以来、アメリカの動向が世界各国の会計及び監査制度の将来設計に大きな影響を及ぼしており、アメリカの会計及び監査制度の改革が進む中で、カナダにおける議論もしばしば中断と申しますか様子見状態が続いており、アメリカの方向性を見極めてからそれに沿う形でカナダの立場を決めていくという方針がとられております。2004年10月には、C I C Aの監査・保証基準審議会から「財務諸表監査に関連して実施さ

れる財務報告に関する内部統制の監査」、先ほどのPCAOBの2号の基準と同じようなタイトルの保証基準公開草案が公表されました。この公開草案はアメリカのPCAOBの監査基準第2号をカナダ向けに調整して適用するという内容で、この公開草案に対するコメントの提出期限は昨年12月1日ということで、現在そのコメントの審議段階でございまして、間もなく確定基準が公表される予定でございます。

次にフランスの状況ですが、フランスにおけるコーポレート・ガバナンスを巡っては、フランス企業連盟とフランス民間企業連合会で組織された機関が公表する報告書が大きな影響力を及ぼしてきました。ソシエテジェネラルの当時のビエノ頭取を委員長として、「第1次ビエノ報告書」、「第2次ビエノ報告書」が公表されております。特にこの第2次ビエノ報告書においては、取締役会会長と最高経営責任者を兼務させるかどうかについて、取締役会による選択を認めるべきとの見解が示されております。

2001年の新経済規制法の制定を受けて、2002年9月には、「上場企業のよりよいコーポレート・ガバナンスのために」と題する「ブートン報告書」が公表されております。これはソシエテジェネラルのブートン頭取を委員長として公表されたもので、エンロン事件を受けてフランスのコーポレート・ガバナンスをチェックし、その有効性を基本的に評価するとともに、監査とコンサルティングの同時提供禁止など、幾つかの勧告を行っております。ブートン報告書の内容は、次に述べます金融安全法のコーポレート・ガバナンス改革に関連する諸規定の中に反映されております。

2003年8月には、金融安全法が公布されました。アメリカのエンロン事件を契機とする一連の会計不信は世界中に蔓延し、フランスにおいてもビベンディ・ユニバーサルやフランス・テレコムなどの経営危機が報じられたほか、ヨーロッパにおいてもロイヤル・アホールドとかパルマラットなど、ヨーロッパ版エンロン事件とも言うべき会計不祥事が発生いたしました。金融安全法はこうした状況を踏まえて、アメリカの企業改革法をモデルに、フランスの対応策として制定されたものです。2003年のエビアン・サミットでもフランスはコーポレート・ガバナンス改革や市場規制の強化の問題を議題として積極的に取り上げており、当時審議が開始されたばかりのこの金融安全法案の内容も紹介しております。

さて、この金融安全法117条と120条によりフランスの商法が改正され、商法の225-37条には、取締役会または監査役会の会長に、経営報告書に添付される報告書において、企業の内部統制手続についての説明を求める規定が新設されました。また、商法225-235条は、会計監査役に、監査報告書に添付される報告書において、会計・財務情報の作成及び処理に係る内部統

制報告書についての指摘事項を示すよう求めております。会計監査役の職務は、内部統制報告書に含まれる会計・財務情報の作成及び処理に係る内部統制手続に関する情報または言明が誠実に表明されていることを確かめることにあり、会計監査役はその報告書に指摘事項を記載するか指摘事項がない旨を述べることでとされております。

このように、フランスにおいては内部統制報告とその監査に関する制度が導入されております。

次にイギリスの状況ですが、イギリスは1992年12月の「キャドベリー委員会報告書」あるいは「グリーンベリー報告書」、「ハンペル報告書」、こういった一連の報告書を通じて世界の議論を常にリードしてきております。

1999年9月には、アメリカのCOSOに近いと言われていた「ラットマンガイダンス」に代わってカナダのCOCOに近い内容の「内部統制：統合規程に関する取締役のためのガイダンス」、これを通称「ターンバル・ガイダンス」と呼んでおりますが、これが公表されました。ターンバル・ガイダンスは上場企業の取締役会が統合規程の内部統制に関する原則及び条項を遵守する上でのガイダンスを示したもので、株主保護と企業資産の保全に役立つ健全な内部統制システムの確立とその有効性のレビューに際して、リスク指向のアプローチを採用することを念頭に置きつつ、適時適切な判断を下すことを取締役会に求めております。

イギリスにおきましてもエンロン事件やその後の企業改革法の制定が大きな影響を及ぼしております。2003年7月には財務報告評議会（FRC）が「コーポレート・ガバナンスに関する統合規程」を改訂しております。これはお手元の黒表紙の資料の中にも入っております。この2003年7月の統合規程の改訂の中では、内部統制に関するターンバル・ガイダンス、監査委員会に関するスミス・ガイダンス及びヒッグス報告書のガイダンスも含まれておまして、その内容はイギリスの議論の集大成と言えるものです。

統合規程の改訂と同時に、FRCは、改訂規程の規制上の影響に関する評価報告書を公表しております。また、2004年末には非公式の評価を実施しております。

改訂統合規程の最初の正式なレビュー、これは見直しという意味ですけれども、2005年後半に実施の予定でございまして、2004年7月にFRCはフリント氏を長とするターンバル・ガイダンスのレビューグループを設置いたしました。この見直しグループはCOSOのERMの公表を受けてその活動を本格化させておまして、2004年12月に内部統制に関するターンバル・ガイダンスのレビューを公表しております。このコメントの提出期限は2005年3月2日、本日までとされております。

アメリカの企業改革法あるいはそれに関連するSEC規則、PCAOB基準の域外適用への対応といたしまして、2004年12月にはFRCから「サーベインズ・オックスリー法第404条（a）適用に際しての評価フレームワークとしてのターンバル・ガイダンス」という文書が公表されております。これはアメリカ企業以外のSEC登録企業がイギリスのターンバル・ガイダンスをサーベインズ・オックスリー法第404条（a）適用に際しての評価フレームワークとして用いる場合の留意点を列挙したものであります。

その内容は、404条（a）遵守の責任は会社の経営者が負うものとされておりますが、ターンバル・ガイダンスでは、イギリスのコーポレート・ガバナンス実務に合わせて、内部統制の責任を取締役会と会社の経営者の双方に負わせておりますので、アメリカの404条を遵守する上ではターンバル・ガイダンスの責任に関する規定はすべて経営者の責任として読み換えて考えていかなくてはならない、あるいは、イギリスにおいては遵守か説明かというこういうアプローチがありますが、アメリカといたしましては例外なく遵守しなければいけないということでアメリカの規程内容との擦り合わせに関する具体的な説明がなされております。404（a）対応の指針をまず公表し、改訂統合規程のレビューはこれから本格的に着手するというのが現在のイギリスの状況でございます。

次に韓国でございますが、今回、韓国を特に取り上げましたのは、フランスと並んで内部統制報告、監査などに関する議論が進んでいるとの認識からでございます。韓国の内部統制にかかわる規準、これは、韓国においては会計基準のように、いわゆる基準、スタンダードということではなくて、規準、「criteria」という用語を当てておりますが、その規準案としまして、韓国版COSOとも称される韓国企業支配構造改善センター公表の「内部会計管理制度模範規準」というものがございます。これは70ページほどの文書で、韓国の会計基準設定主体のKASBをはじめ、主要機関は直接関与してはおりません。韓国企業支配構造改善支援センターは、金融監督院、韓国公認会計士会、韓国上場会社協議会及びコスダック登録法人協議会が共同発注した研究プロジェクトでございまして、いわば韓国の総力を結集したもの、韓国版COSOと言うのがふさわしいのではないかと考えております。同センターは、企業が内部会計管理制度、日本流に言えばこれは内部会計統制ということかもしれませんが、これを設計、構築、運営及び評価するに当たって、一般的に適用し得るこの模範規準の制定に関する研究を進めておりましたが、今般その意見を広く収集するために、2004年12月15日に韓国証券取引所の国際会議場においてシンポジウムを開催しております。この内部会計管理制度模範規準（案）はこのシンポジウムの資料の1つとして配布されたものでございます。

韓国のこの模範規準（案）は、企業会計基準の根拠法でもある「株式会社の外部監査に関する法律」に基づいて制定が試みられてきたものでございます。この株式会社の外部監査に関する法律の2003年12月11日の改正は、内部会計管理制度の規定設定を中心としたものであり、「株式会社の外部監査に関する法律」における内部会計管理制度、内部会計統制にかかわる規定として、お手元に示しました5ページ～6ページのような関連条文が新設されております。2条の2は内部会計管理制度の運用等、2条の3あるいは7条の2にその規定が見られます。

また、この模範規準（案）の体系、これは70ページの文書でありまして1週間ぐらいではまだ準備が十分ではございませんでしたが、大見出しの部分のみでございまして、「模範規準の目的」、「模範規準の適用」、「内部会計管理制度の定義及び範囲」、「内部会計管理制度の運用原則」、「内部会計管理制度の評価原則」というような見出しがつけられております。このうちの4番の「内部会計管理制度の運用原則」として原則1～11までが、また、「内部会計管理制度の評価原則」として原則12～16が設定されております。この大見出しの1の「模範規準の目的」に関連する文章、これは7ページに「模範規準の目的」ということで示しておきました。それから、3の「内部会計管理制度の定義及び範囲」の部分につきまして、同じく7ページに関連文章を示しております。

次にヨーロッパ連合（EU）の状況ですが、2004年10月に、会社法指令の公開草案が公表されておりましたが、コメント提出期限が終了したため、現在ではホームページ上ではその内容が掲載されておられません。しかし、その当時掲載されておりました内容といたしましては、内部統制の基準そのものではなく、年次報告書において内部統制システムの運用状況に関する説明を求めるといった内容のものでございました。また、監査に関する規定はなかったと承知しております。

最後に、内部統制に関する国際監査基準の動向でございまして、国際監査基準（ISA）315や330の基準の発効に伴い、従来の国際監査基準上の内部統制に関連する規定でありましたISA400などは2004年の12月に廃止されております。ISA315の内部統制関連規定などにつきましては、お手元の資料をご参照いただきたいと思います。

また、今後のIAASBの審議事項などに関しましては、前回の第1回の部会で山浦先生がご説明されたような状況であると認識しております。

以上、駆け足でございましたが、各国の内部統制制度に関する現在までの状況ということでございます。

○八田部会長 どうもありがとうございました。

ご審議いただく前に、町田委員の方から前回も含めまして先ほどご紹介いただきましたCOSOの考え方あるいは内容等と橋本委員から今ご報告がありました他の複数国との顕著な相違点があれば冒頭つけ加えていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○町田専門委員 承知いたしました。

私の理解している限りの範囲でお答え申し上げますが、まず、COSOの内部統制フレームワークが1992年及び1994年に公表されました段階で、それまで種々議論のあった内部統制概念を一気に拡張し、かなり新しい概念を導入したということで、かなり大きなインパクトを持って受け止められたと承知しております。したがって、各国の内部統制フレームワークについて橋本委員から今ご報告のあった内容は、多かれ少なかれCOSOの内部統制フレームワークの影響を受けているものと考えられます。その上で、COSOのフレームワークは非常に大部なものですので、それをそのまま翻訳して各国の基準とすることには無理があったり、あるいはイギリスのように遵守するか説明するかというアプローチないし基本的考え方の相違もありますので、それぞれの国の法制度あるいは企業の状況に応じて適宜修正を加えつつ導入していくことになったと考えられます。ただ、例えば金融機関の規制なども含めてですけれども、コアとなる部分、あるいは各国の法制度や考え方に影響されない、国際的に共通な部分もあるように思われます。したがって、現在のところ、少なくとも内部統制の基準、つまり、実際に企業の内部統制をどのように定義し、どのようにそれを経営者が報告するかという部分に関する基準については、かなりの程度国際的に共通の認識ができ上がってきているのではないかと考えております。

他方、その経営者の報告に対して、監査人等がどのように評価し、どのように監査するかといったことについては、各国によってかなり相違があるように思えます。例えば、今、橋本委員は内部統制のフレームワークに限定されてご報告になりましたけれども、イギリスでは、昨年12月に、ターンバル報告に基づいて監査人はレビューを行うのだという基準が策定され、本年、この2005年からレビュー基準に基づく監査人による検証システムが動き始めております。また、アメリカでは、先ほど申し上げましたように、監査をした上でさらにダイレクト・リポーティングをするという、もうこれ以上のものはないぐらいの厳しい責任を監査人に負わせて、内部統制問題に関与させるというやり方をとっております。

したがって、各国の内部統制報告の現状としましては、まず、内部統制のフレームワークについてはかなりの程度で一致してきているのではないかと、一方、それに対して、監査あるいは検証あるいは報告の部分についてはそれぞれの国の事情に応じてあるいは目的に

応じて違いが大きいのではないかというふうに考えております。

○八田部会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上の説明を踏まえまして、皆様からご質問やご意見をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、柴田委員、お願いします。

○柴田委員 2003年7月の英国のFRCの統合規程、Combined Codeであります。ここでも橋本委員のご説明にありまして「comply or explain」と、すなわち、中でも「原則」という言葉を非常に多用したレポートであろうかと思えます。そういった意味でも原則ベースを主義としたレポートである。この対極にありますのが恐らくPCAOBの規定でして、これは規則ベース主義であろうかと思われませんが。橋本委員の目から見られまして、この原則ベース主義の優れている点または劣っている点を簡単にコメントいただけましたら幸いです。

○八田部会長 橋本委員、お願いいたします。

○橋本臨時委員 コーポレート・ガバナンスの各国における導入の背景にあるいろいろな企業文化とかそういうことにも関連すると思うのですが、これは会計基準の方でも同じような原則主義と細則主義ということで、アメリカの行き方あるいはイギリスの行き方が対照的に比較されておりますが、やはりアメリカの方はその遵守に当たって例外を認めないというような方向性で、ある意味では企業よっての裁量の余地をなくしていくということで公平感が出たりとか、あるいは一律の規制という雰囲気生まれる。しかし、何となく弾力性に欠けるといいますか、実際の企業は形式主義に陥って、ただその規定の遵守のみを考えていけばいい、余りその企業に合っているかどうかということまでは考えていかない。

これに對しましてやはりイギリス流の遵守か説明かという「comply or explain」というのは、ある意味で弾力的な運用といいますか、企業の状況に合わせたものである。原則はその規定に書いているような中身をやっていくのだけれども、もしそれが合わないという場合にはほかの方法も選択肢の余地として認めていく、その場合にはしかしどういった内容かという説明を詳しくという、そういったようなことで、こちらの方はどちらかといいますと規定する内容は少なくて済むといいますか一番基本となるようなところだけ決めて、あとはその企業の方で柔軟にそれに対応していく、そのかわり企業側としては、原則以外の形で、規定以外の形で実施する場合にはそれなりの説明が求められるという。

どちらがいいかというのはなかなか判断が付きにくいところでございますが、会計基準の方

の流れから言いますと、今までの細則主義というのは少し限界がありまして、そうは言っても余り判断の余地がふえてはいけません、原則主義が方向性としてはこれからのいいのではないかというような議論も見受けられます。ただ、それが内部統制とかこのガバナンスの議論で言いますと、やはりその背景にある企業の体質といいますか文化的な背景が違いますので、国によってどちらがいいというのはまた判断が私にもつきかねますが。

そんなようなことで、ちょっとお答えになるかどうかわかりませんが、そういう認識でございます。

○八田部会長 どうもありがとうございました。

それでは、竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 この内部統制という議論とガバナンスという議論が同時に語られることに対して非常に落ち着いた悪い議論が繰り返されるという状況で、これに対して日本の会社の状況あるいは最近聞くいろいろな内部の決定の変化が若干これと関係しているのか、日本の企業の中でも起こっているようなので、そのことについて質問をしたいのですけれども。

そもそもガバナンスということとリスクの最小化、つまり、ガバナンスというのは企業が持っている1つのミッションというか会社の目的をよりよく効率的に達成すると、それによってリターンを得るということから考えれば、リスクの環境の中でどの程度のリスクをとるかということが経営の本質であって、そのリスクを小さくするような動きが余りありますと企業としては戦略的な判断ができなくなるというリスクを逆に大きく負ってしまう。こちらの話はどちらかという、例えばイギリスの状況ですと、リスク指向のアプローチを採用するという非常にあいまいな言い方をしております、リスク指向とは何なのか、リスクを最小にしたいのか、リスクの幅を取っておきたいのか、この辺の議論があいまいなままにこの議論が繰り返されるために、将来の日本がこれをどう適用するかというときに非常に大きな混乱が生じてしまうと。そこところが、いろいろな言い方はあるのですけれども、私にとってはリスクの最小化の方、つまり、投資家にとってなるべくあいまいな取引はしてほしくないという気もして、あるいはガバナンスから言えば企業を大きくしていく、あるいは成長する、高めるというその部分をどう担保するかという、この2つの議論に対してもう少しこの議論がどういうふうになるかをちょっと教えていただけないものかということなのです。

あらゆる決定は恐らく不確実な状況から発生しているわけで、先ほどのように、すべての取引の意思決定の材料にするほどすべての内容をきちんと効果的に会社の内部で全部やるというようなことはそもそも不可能に近い議論ではないのかという、ちょっと印象なのですけれども、

そういう感じなのですが、ここで読み取った内容の中でどういうふうにその区分けをするか、あるいはリスクの問題とインターナル・コントロールとコーポレート・ガバナンスをきちんと階層化して議論をしないと、ベクトルの違うものを一遍に議論しているという、ちょっとそういう印象なのですけれども、その点についてはどうですか。

○八田部会長 ありがとうございます。

恐らく内部統制はインターナル・コントロール、カナダはただコントロールという言葉を使っていますが、それから、今ご指摘のコーポレート・ガバナンスあるいは単にガバナンスという議論で使われる場合もありますし、もう1つがリスク・マネジメント、この3つはなかなか議論のあるところだと思います。ただ、先に私の方から山浦委員にお尋ねしますが、このリスク指向のアプローチというのは、今ご質問がありました、この点は監査論の立場である程度確立した理解があると思いますので、その辺をちょっとご説明いただけますでしょうか。

○山浦委員 今のご質問の件は十分よくわかります。内部統制という概念を広く取り上げれば、これはもうコーポレート・ガバナンスといわば不可分の存在となります。ただ、もちろんこれは企業の戦略なり経営者の価値観なりこういったものが影響してきますので、リスクをどの程度取るか、それをどういう形でコントロールするか、それをガバナンスの仕組みの中でいかに企業価値の最大化に向けて組み合わせていくか、こういった判断になると思います。ただ、監査、特にこのサーベイナイズ・オックスリー法等も含めて今問題になっている内部統制というのは、実は財務報告に関する内部統制という限定をしているわけですね。したがって、ご指摘のような点は十分わかるのですけれども、少なくともリスクの分類から言いますといわゆるハザードリスク、財務報告についての虚偽表示、これをいかにコントロールしていくかというそういった議論に限定して考えた方がやはりわかりやすいと思っております。

そういった意味で、また、監査論で言うリスクモデルあるいはリスク・アナリシス・アプローチと言われるものは、そういう虚偽の財務報告についていかに監査人がうまく発見し、そして、それを見逃すリスクをどの程度に合理的な形で抑えていくか、そういった指向い立脚したものであると、こういうふうに理解しております。

○八田部会長 いかがでしょうか、竹内委員。おわかりでしょうか、あるいはさらに議論を進めさせていただきますか。

○竹内委員 議論をするのはいいのですけれども、ハザードリスクという部分は、要するに、リスクの中でもポジティブリスクではなくて過去から来る何かそのようなものについて、いわゆる先見的にというか、何か事が起こる前にチェックということなのか、あるいは財務報告さ

れたものについてチェックするというのか、あるいは金額の一定基準以上を財務報告の中にきちんと入れていくというのか、そのリスクのチェックポイントというかフィルターのかけ方というものについて何かルールがあるのですか。これはハザードに向かって、これはポジティブに向かっているのか、何か監査の方からとおっしゃったのですけれども、クリアカットなものはあるのでしょうか。

○八田部会長 では、鈴木委員、よろしくお願いします。

○鈴木臨時委員 多分方法論の話になるのかもしれませんが、COSOの中には統制環境というのを見なければいけないということになっていて、その5つの要素の中の統制環境の中には当然ガバナンスも入ってくるし、そういう中でガバナンスがやはりうまくいってなければ経営者が不正をすとかということはある得ることだと思うんですね。もともと今議論している内部統制の評価、構築につきましては、どちらかという、むしろ予防するという意味合いが強いのだと思います。過去の経験でこういう不正があったからこれに対してはこうやって防ごうというのも1つの考え方だと思いますけれども、それよりもやはり事前にこういうリスクがあるだろうと、それに対して統制すべきものにはこういう手続があるのだろうということがやはり大事なのではないかというふうに思っていますけれども。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問のある方は。

では、大崎委員、どうぞ。

○大崎専門委員 質問なのですが、先ほどの町田委員の補足的なご説明の中で、イギリスでは内部統制に対するレビューというものをを行うという形がとられて、これはアメリカでいわゆる attestationと言ったり、あるいはAuditと言ったりしていますが、そういうものとはちょっと違うというような趣旨のご発言があったかのように思うのですが、イギリスにおいてもレビューというのは例えばAuditとかというものよりは低いものであって、あるいは軽いものであって、それを意識的に採用するというような議論が行われたのか、あるいは単なる用語の違いなのか、その辺のご認識をもう少しご説明いただければと思ったのですが。

○八田部会長 町田委員、よろしくお願いします。

○町田専門委員 お答えいたします。

まず、attestationに関して申し上げますが、先ほどの報告の中で申し上げましたが、この attestationをどう位置づけるかということについては種々議論のあったところでございます。しかしながら、このPCAOBの2号の範囲で申し上げますと、attestationというのはあく

までも「証明する」という漠然とした意味であって、その保証水準を云々するものではないという理解になっております。したがって、監査かレビューかという、いかなる業務を監査人が提供するのかという議論とはちょっと分けていただいて、登録会計事務所がチェックするぐらいの言葉だと理解していただければ幸いです。PCAOB 2号の規定に関して議論となったのは、企業改革法でattestationと言っているにもかかわらずAuditとするのはどうなんだということで、結局、これは現実問題として、法律の段階では具体的な規定ではなかったもので、PCAOB 2号でAuditと規定する、ということだったわけです。

さて、ご質問の監査とレビューの問題ですが、この点については、実は昨年11月に企業会計審議会から「財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書」というものが出されております。そこで示してありますように、簡単に言いますと、公認会計士または監査法人がチェックを行って、これは大丈夫ですよという保証を与える、そのときに監査というのは最高水準の保証を与えるわけです。これを合理的保証と申します。絶対的なものはあり得ませんから合理的という言い方で言い換えるわけですが、これはもう監査人がチェックをしてすべての重要な点において不正はないということを確認するというので、責任は非常に重いというものです。それに対してレビューというのは、一部東証などでレビューということばが使われた規定がありますけれども、レビューといえますのは合理的保証に対して消極的保証と言いまして、調べた範囲では問題はありませんでしたよという、かなり限定された内容の保証が行われる、チェックの結果が報告されるということになります。

したがって、アメリカでは監査ということですから、内部統制の検証業務に関しては、監査人自身がどんな計画を立てようとも構わないから自ら立てた計画にのっとって内部統制を調べて、すべての重要な点において先ほどのMaterial Weaknessはありませんでした、ということ報告するわけです。しかも、PCAOB監査基準2号の場合は、経営者が評価したプロセスをチェックした上で、さらに監査人自身が別途調べて、その場合、もしかしたら経営者よりもさらに広い範囲を調べるかもしれないわけですが、そこで調べた範囲でもすべての重要な欠陥はありませんでした、というダイレクト・レポーティングを課しているわけです。

それに対してイギリスは、おそらく、そこまではやられていないということで、レビュー、つまり、調べた範囲において問題はありませんでしたという消極的な保証をつけることを選び取ったのだと思います。この点については、先ほど橋本委員からご報告のあったように、フランスのケースもそれに近い形で、ただ若干、指摘事項を報告するという点で違いはありますが、かなりイギリスに近い形での報告が行われております。

レビューと監査のお答えは以上ですけれども、ただ1点追加で申し上げておきたい点がござ
います。先ほど柴田委員の方からご質問があつて橋本委員からお答えがありました。イギリ
スの場合に、一般的に「comply or explain」ということで、規則に従わなくても説明すれば
大丈夫、というような誤った理解があるように思われます。どちらかというといギリスは規制
が緩いのではないかというような受け止め方があると思うのですけれども、実はイギリスでは、
complyしなかった場合はその当否を審査する審査会がありまして、そこでもしもだめだとい
うことになれば、当然、complyするなり、あるいは罰則が課せられる場合さえあるわけです。

「comply or explain」の考え方は、オーバーライドといいますか、規則よりも自社の状況
をよりよく表示できる、実態をよりよく説明できるものがある場合に限って、つまり、より高
い水準の報告が行われる場合に限って、そちらをとることができるということで、何か規則に
従えない場合には説明すればそれでよいというようなことは決してないわけです。イギリスの
シティのコードというのは、アメリカのFASBやPCAOBの基準以上に尊重されておしま
すので、「comply or explain」という用語に関しても、非常に厳格に適用されていることに留
意していただきたいと存じます。

ただし、内部統制報告の検証業務に関して、レビューというものを選び取ったイギリスの行
き方というものは、もしかしたら日本の今後の内部統制の制度を考える際に参考になるかもし
れないというふうには考えております。

以上です。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、堀江委員、どうぞ。

○堀江臨時委員 今のご報告に関連して、2点ほど先生方のご意見をお伺いしたいのですけれ
ども。

1つは、内部統制の経営者評価にせよ、監査人の監査にせよ、期間保証が時点保証か。今回
の資料はすべて時点保証になっておりますけれども、期間保証、例えば会計期間にあわせて1
年間とか、あるいは決算日から前90日間とか、こういう期間保証というふうな考え方の方が何
となく実務的にはうまくいくような感じもするのですけれども、その辺の感触を、町田、橋本
両委員ではなくてもほかの先生方でも結構ですので、ご意見をいただければと思います。

2点目は、今回の町田委員の報告の中でお配りいただきました内部統制監査報告書の例示の
「意見区分」で2つの言明についての意見と直接報告という形の意見がついておりますが、こ

これは、我が国の場合は、アサーション方式とダイレクト・レポーティング方式のどちらか一方というふうなやりの方が監査人の心証形成あるいは監査コストという観点からもいいような感じがするので、言明についても保証し、また、具体的な内部統制についても意見を表明するという点について、恐らくこれは制度化していくときに非常に重要なポイントになると思います。

以上です。

○八田部会長 ありがとうございます。まず、問題提起をしていただきました堀江委員としてのご感触と申しますかお考えを先にお示しいただいたほうが議論がやりやすいと思いますのでご意見をお願いします。

○堀江臨時委員 期間保証か時点保証かということについては、きょうお配りいただきました資料につきましては、すべて時点保証になっているわけですね。それで、私は理屈の上では時点保証の方が非常にすっきりいくと思うのですが、だけれども、これはもしかすると、例えば会計士の先生方の感触なんかをお聞きできればと思うのですが、特に我が国の場合は会計期間にあわせて1年間にわたって内部統制が有効であるということの言明を求め、それについて保証を付与するというふうなスタイルの方が現実的かなという感触なのです。

○八田部会長 もう1点、意見表明に対してはいかがでしょうか。

○堀江臨時委員 私は、アシュアランス・サービスというのが問題になったときに、このアサーションかダイレクト・リポーティングかという、「or」ですね、どちらかでいけると。監査の手順からみても、町田委員からお配りいただきました資料で言いますと5ページ目のちょうど真ん中あたりから下の黒丸ですが、1～7まで内部統制の監査手順が示されておりますけれども、1～5まで行って、6に行くといきなり経営者の評価についてと財務報告に関する内部統制の有効性についての心証固めを別箇に行うというふうなスタイルをとっておりますので、監査コストの削減という観点から見たときも、どちらかという選択方式の方がよいではないかという意見を持っております。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

恐らくこの辺はかなり先にも何度か議論になる重要なテーマではないかと思いますが、一応きょうはフリートキングですのでいろいろなお考えをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。今、堀江委員からご指摘の2点、評価の時期と意見表明ですが。

では、手塚委員、よろしく申し上げます。

○手塚臨時委員 今、問題提起されました点につきましてはこれから日本で制度化するという

方向で考え方ときに非常に重要なポイントになろうかと考えております。

まず1点目の期間評価か時点評価かということにつきましては、当初、PCAOBが試行したものと現在行われている作業といいますか報告書の中身を考えますと、若干ニュアンスが変わってきたというようにも聞いております。結果として期間評価は実務的には非常に大変である。365日カバーするというのは大変な作業になるという認識です。時点評価の方が実務的には動きやすいのではないかと思います。また、時点評価と期間評価では効果としてはどのぐらい違いがあるのかということがポイントになるかと思います。企業の内部統制システムというのは日々変わるというほど変化があるとも思えません。ただ、いろいろな観点、目的で大きくそのシステムが変わることはあり得ると思いますので、その変わることが明確になっているものについては当然その変更内容について評価をするということは必要になるのだろうと思います。常にそういうことがあり得るということで365日ずっと監視を続けなければいけないというのは実務上は難しい問題であると思います。したがって、時点評価という考え方が、我々実際に評価作業を行うという立場からしますと、大変やりやすいと考えています。

それから、アサーションとダイレクト・リポーティングにつきましてはこれもいろいろ議論があります。昨年の12月に企業会計審議会の方から公表されました「保証業務の概念的枠組み」の中では、アサーション方式かダイレクト・リポーティングのいずれかというような書きぶりであったかと個人的には理解しております。これが両方セットで動くということになりますと実務的にはなかなか負荷のかかる話になると思っております。したがって、方向性としては、方法論としては両方あるということは認識しておりますので、どちらかを選択するというような選択の問題ということで整理をしていただけると対応がしやすくなるのかなというように考えております。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

では、竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 今の点に関連して、重大な資産の移転があったときというご表現をなさったのですけれども、ちょっと私もよく勉強していませんが、最初に町田委員がおっしゃられた内部統制の定義のところはかなりすべてにわたる財務報告を常々していなければならないというそういうニュアンスで書かれていて、そうなるとその範囲が、例えば子会社に資産を移転したとかそういう明確なものに限っていいのかというところがまたさらにちょっと不明になってしまうのですけれども。だれがそれを決めて、これは重大な資産や事件あるいは内部組織の変更が起こったということをとらえるのか、あるいは会社内で起こっている資産の取引すべてに

わたってということになると年がら年中やっていなければいけないということに、そこは私には結論が出ていないのですが、これはどういう議論になっているのでしょうか。

○八田部会長 では、多賀谷調整官、お願いします。

○多賀谷企業会計調査官 今ご指摘いただきました点も含めてまさにご審議をいただきたいということで、前回いろいろご意見もありまして、まさに範囲もその重要性を加味するべきではないか、期間とか評価をするタイミングももちろん年1回を目的にするのか、ただいま手塚委員からお話がありましたように、何か大きな会社の変動なり重大なイベントが起きたときはプラスアルファでやるのか、そういうようなところも含めて、どの程度どういう範囲で最終的にはどういうタイミングでやるのかということも、最終的にはこの部会でご意見をちょうだいしていくと、まさにその重要な論点をご指摘いただいたと考えております。これはもしかすると一番難しい点かもしれないのですけれども、そこも含めてご議論をいただければというふうに考えております。

○八田部会長 では、柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 先ほど提起された経営者のアサーション、言明が適正であるか否かという点か、または会計士による直接報告であるかと、この選択肢があると思うのですが、実感といたしまして、この会計士による直接報告ということがございますと、どうしても会計士の先生方は自らの責任を意識すると同時に自らの安全も考えますので、より糊代を要求しがちになると。それが恐らく、サーベインズ・オックスリー法の404条の、準拠するためのコストが高いことの1つの理由になっているのではないかという感じがいたします。

○八田部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では、高田委員、どうぞ。

○高田臨時委員 2点ほど質問があります。

1点は、橋本委員のご説明を聞いて感じたのですけれども、どうも各国の議論の煮詰まり方には3段階ぐらいあって、1つは内部統制のコンテンツといたしまししょうかフレームワークということでもいいのですが、それに関する議論がどれぐらい進んでいるのか。2番目が、監査人がどのようにそれに関与していくのか。3番目として、法制度の中でこの内部統制あるいは監査の問題をどう扱うのか。それが、各国、アメリカは一応完成された姿ということなのですが、いろいろその議論の煮詰まりあるいは社会状況で違いがある。特に橋本委員に聞きたいのですが、今、日本の監査の枠組みあるいは議論の状況に照らして、一番近い国というのはどこの

でしょうか。私もいろいろな国を若干は知っているのですが、例えばカナダの状況といっても、カナダの国の仕組みそのものはアメリカとも随分違うし、日本とは全然違う。だから、C I C Aがこう言ったというのも、実は私が認識している限りではカナダの中に4つぐらい会計士団体があって、C I C Aというのはアメリカが何か言うに対応してすぐに何かやるということである有名なのですが、必ずしもカナダ国内で力を持っているわけではないので、そういうことを睨みますと大体どんな国の仕組みというのが一番参考になるのかというのがちょっと気になりました。

2点目は、今、各委員から指摘があったのですが、P C A O Bの監査基準2号に関連して、監査人が評価をするといったときに、特にダイレクト・リポーティングに関連して有効性の評価をする、それで、その中身はMaterial Weaknessともう1個あったのですが、そういう話である。そうすると、これはリスクの評価ですよね、Weaknessというのはある内部統制を前提にしてそこから何か重大な弱点が財務報告に関連して起こるかどうかなどということになりますから、ある意味では確率事象といいたいまいしょうか、将来のことに関しての評価を監査人がしなくては行けない。これは、私は、監査実務、監査手続の中であるリスクに基づいたアプローチというのがありますから、それで監査人が監査人の責任でやるのは構わないけれども、その結果を外部に有効性という形で公表するというふうになったときに責任を負いきれるのかどうかというのに非常に疑問があって、ここのA S # 2の枠組みがそういうWeaknessということに、つまりリスクの評価ということに非常に重点を置いているのか、あるいはその3、4、5あたりなのですが、事実としての内部統制の存在を確認して、それがどういうふうに動いているかという、こうでしたというふうに報告するというところに重みがあるのか、その有効性の中身がどういう視点をとっているのかというのがよくわからなくて。

アメリカのこの間の動きというのは非常に、感情的と言ったらあれですけども、すごい動きになっていて私もびっくりなのですが、そこはちょっと突き放して我々は冷静に考えないといけないかなという、それは私個人の考えですが、もしその点に関して町田さんの意見があれば説明していただきたいと思います。その2点です。

○八田部会長 ありがとうございます。

それでは最初の、各国の議論を今日ご報告いただいたわけですが、橋本委員の方からわかる範囲で、あるいは個人的な感想でも結構ですので、お答えいただければと思います。

○橋本臨時委員 まず、もともとこういった内部統制の議論などはイギリスなどでも証券取引所の上場規定などを中心に自主規制によって定められてきた部分がありますが、それがイギリ

スなどでも最近では監督官庁といいますかF S Aというフィナンシャル・サービス・エージェンシーの方に移っておりまして、どちらかといいますと法規制といいますかいわゆる公的な規制が強化されている。アメリカなんかももともとは自主規制だったのですが、やはりエンロン事件とか、あるいは企業改革法によって法規制へと大きくシフトした面があります。我が国はどちらかといいますと制定法の国でございまして、もともと法規制の方でやっていたので。

そういうことを考えますと、ほかの国が日本に近寄ってきていると言えないこともないのですが、ただこの議論で言いますと、やはり韓国は明らかにアメリカのC O S Oをお手本としているというのがはっきりしていますが、日本はどこかと言いますと今現在ではないというのが私の正直な感想でございます。フランスなどは大分この法規制の中に入っておりまして、ただ、最終的なところで、先ほどありましたように、監査で行くのかレビューで行くのか、それによってまた違いますし、どこが近いと言われてもないといいますか、イギリスとカナダあるいは南アフリカ、そういういわゆるイギリス連邦の国はかなり似ているところがあります。ただ、それもエンロン事件前まではいわゆるイギリス型とかアメリカ型というふうにあったのですが、エンロン事件を境といたしまして、エンロン後は企業改革法といいますかP C A O Bの方に世界的な収斂が見られますので、従来のような各国の特色よりは、今はちょっとアメリカの影響力が強い、しかも法規制にシフトしたという部分で、それへの対応に各国が追われているというのが現状ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

それでは、2点目のP C A O Bの先ほどのご紹介の中でキーワードとして出てきたWeaknessという内容に対してもし補足するようなことがあれば、町田委員、よろしく願います。

○町田専門委員 まず、このすべての重要な点において重要な欠陥がないということですが、財務諸表監査のときにもすべての重要な点において不正がない、虚偽の記載がないと言います。現在の財務諸表監査は、リスクアプローチないしビジネスリスクアプローチということで、最近では不正摘発型監査の性格を強めているといわれていますが、実際に不正がないかどうかということで不正検査ということを前面に押し出してやっているわけではありません。実際には財務諸表項目の網羅性とか完全性とかそういった項目を監査要点ごとにチェックしていきます。

同じように内部統制に関しましても、P C A O Bの監査基準に見る限り、あるいはさまざまな実務の方からお聞きする限りですけれども、実際に監査人が主要な統制項目を設定して、そ

の後、全体統制あるいは業務別の統制に関して個々の項目をチェックしていく、その中で監査人が積極的な責任を負う形で重要な欠陥はないということを表明するものだというふうに理解しております。

ただ、その際に、先ほど柴田委員の方からありましたけれども、監査人による検証の対象に関しては、企業側に多大な文書化の作業を求める規定があるということで、もともと当初予定していた以上の社会的コストが生じているのではないかと議論があることは承知していますので、もし日本で内部統制の有効性の検証業務ということを考える際にはいろいろな手当を考えていく必要があるのではないかと考えます。

また、先ほどからお話がある、昨年末に出された保証業務のフレームワークの意見書の中でも、内部統制の例を挙げている箇所では、日本において一体どういう形でこの後内部統制の議論が進むかわからないということで、実は、内部統制に関してどのような保証を行うかということを示さない形で書かれていたかと記憶しております。したがって、そこから先の議論については、この部会の今後の議論で詰めていくことになるのではないかと考えております。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

どうしてもこの内部統制の議論になりますとコストの問題が出ますが、まだご発言いただいておりますが、関委員、いかがでしょうか、これまでのご議論をお聞きになって何かご感想あるいはご発言がありましたらよろしくお願ひします。

○関委員 私は実務をやっている立場からどう考えたらいいのかということの整理がまだできていないのですが、非常に雑駁な感想だと思って聞いていただければいいと思います。

先ほど竹内委員がおっしゃったガバナンスの問題と申しますか、私は経営というのはまさにリスクに対する挑戦というかそれが経営そのものだと思うのですが、そういう範疇で言うと、恐らくリスクに対する挑戦というのはほとんどが暗黙知の世界なんですね。ですから、恐らくここでの議論は、山浦委員が言われた、財務報告の信頼性ということに関する内部統制をどう構築するかということに限定して考えるということにならざるを得ないと思います。しかもそれは、ハザードリスクというお話がありましたけれども、ハザードリスクを事前にどう予防するかと、こういうことで考えていくのかなという大体頭の整理になるのではないかと申すように実は思ったわけでありまして。

その上で、ではそういったハザードリスクを予防するためにはどういう仕組みがいいのかということに多分なるのだと思うのですが、これは非常に難しいわけでありまして、先ほどから議論が出ていますように、その範囲をどうするかとか、リスクアプローチというようなことで

どこまでどのような保証ができるのかというのは今後の議論だということだと思っております。私のこれも非常に雑駁な議論なのですが、恐らくハザードリスクということで、そういう物すごい社会的なコストをかけてやらなければならないというそういう事態というようなことというのはそんなにたくさん起こっているのかなという実感がありまして、恐らくハザードリスクが問題になるのは100社あるとどう多く見ても数%なのではないでしょうか。そのこと自身は、逆に言うと、そういう非常に複雑な仕組みを設けなくても、今だって言ってみればわかっていることとか、恐らく優秀な公認会計士の皆さんやあるいは監査役会なんかはみんなわかっていることなのではないか。だから、100社なら100社全部に同じような仕組みを強制するというようなことではなくて、むしろ本当にそういう問題があるところというのはおおよそ見当がついているわけでありまして、全然わからないなんていうことはないんですよ、こんなことをやらなくたって。こんなことというのはちょっと言いすぎですけども、ある程度仕組みは要ると思うんですよ、私はシステムは構えなければいけないと実は思っておるのですけれども。

ですから、そういういわゆる非常に効率的にうまくやるやり方が、あるスタンダードなシステムを構えて、そして、これはガバナンスの仕組みとも絡むのですけれども、ガバナンスとか独立性の問題とも絡むのですけれども、その辺が逆にきちんと担保されていれば、ハザードリスク、財務報告の信頼性ということは相当担保できるうまいやり方があるのではないのかなと、これはわかりません、これからまさに議論されることですからわかりませんが、そういう漠然とした感想を持っていると、こういうことであります。

○八田部会長 ありがとうございます。

ほかにご意見はいかがでしょうか。

長友委員、よろしく申し上げます。

○長友委員 今のご意見にもすごく共感する部分はあるのですけれども、内部統制がどうのこうのと言うとすごくバーストした形で、ひいてはガバナンスに直結する話になってしまうんですね。当企業会計審議会で配られた平成17年1月25日の資料でも、いわゆる内部統制とはと書いてあるのは全部ガバナンスの話なんですよ。もしくはCSR、それからコンプライアンス、すべてに対応しているのですが、実際の内容は企業の財務報告の信頼性を確保し、これは基本だと思っておりますけれども、事業経営の有効性と効率性を高める、このための内部統制だ。これは企業会計審議会がタッチしてフレームワークをつくることの直接的なアバンギャルドになるべきなのか、かつ、事業経営にかかわる法規の遵守を促すことを目的として企業内部に設け

られ運用される仕組みと理解されると、内部統制は1、2、3、4、5とあるのですけれども、これは全体に広義の意味でのガバナンスだというふうに思うんですね。そうすると、ガバナンスというのは大体が箱の話から始まって、委員会設置会社がいいのか監査役設置会社がいいのか、そのときに「comply or explain」、応諾か釈明かの議論を入れる、入れないというのは、米英でもたくさん議論がある話です。

また、もっと簡単な話をすると、社外の取締役を入れる、入れないという議論もあります。義務化するかどうか、我々も考えるべき問題と思いますが。ただ、社外の定義をどうするのかが議論になります。サーベインズ・オックスリー法でさえ大株主というのは社外だと定義しているにもかかわらず、逆に言うとイギリスの制度では大株主というのはアウトサイドではなくてインサイドでとらえるから認められないというような話まで出てくる。そうすると、次にあるのは監査人のサーキュレーションの問題をどうするか、やっとなら日本では7年というのが出たのですけれども、そんなことならブラジルあたりは1970年代から銀行は4年のサーキュレーションだし、通常の上場会社は5年のサーキュレーションになっている。

インターナル・コントロールそのものを議論する場合に一番今問題となっているのは、すごく狭義の意味では申し上げる訳でなく、それも1つの広義の意味なのですが、一番最初の資料にありました現在の法律の企業内容の開示に関する内閣府令のところの17条、それに絡む「留意事項について」というところの一番重要なポイントは③で、発行者、代表者がその記載について適正であると確認をしましたという添付書類ないしはそのペーパーを出してもいいですよと、その場合にどういう確認をしたのですかと、当該確認を行うに当たり財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかどうか、これが、私自身は、当部会でご議論をいただき、適正なシステムとは、まさしく最低のミニマムスタンダードは何かということを早急にご議論いただければ先ずはいいのではないかと思います。

なぜかという、事実として、この間、金融庁が全有価証券報告書提出会社四千数百社以上に出されたオーダーの中で実に13%強の600社以上が訂正を出してきた、不実の記載がないと信じていてもやはりそれに関するインターナル・コントロールが効いていないということについての当事者に対する信頼性の欠如ということをやはり打ち立てなければいけないだろうと、そのためにはということで我々も今般は規則を改正して昨年の暮れに最初にタイムディスクロージャーに関して宣誓書を出されるようにしたわけですが、その裏にある添付書類の中でインターナル・コントロールというよりはそれに関する社内体制を説明しなさい、次は有価証券報告書について不実の記載がないなら確認書についてその理由を書きなさいと云うことを

義務化させました。こうした事実自体がだんだん積み重なっていくときですから、会社によって、規模によって、業態によっていろいろ違う部分がある、しかしミニマムスタンダードというのは絶対に守らなければならないとか、絶対に構築しなければならないということをやはりこの部会でご議論いただき、早急にアピールをして、全体のこの部分についてのインターナル・コントロールを使用するということが一番の目的ではないかというふうに思っています。

インターナル・コントロール、内部管理体制でも、大阪地裁の例の大和銀行事件の判決でも、あれはどちらかといえば従業員の暴走だとか何だとかを止めるためのコントロール機能がなかったと、それが一番問題だというふうに言われたのですが、あの地裁の判決でも内部管理体制だとか内部統制という言葉が使われているんですよ。そこまで行くような問題であればこれは何年かけてやればいいんだということになってしまうので、関委員がおっしゃったフィーリングというか感覚的なものというのはやはりある程度一本に集中した形で議論した方がいいのではないかというふうに思います。意見ですけれども。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

では、鈴木委員、よろしくをお願いします。

○鈴木臨時委員 私も余り時間をかけてやるということに対しては抵抗があるのですが。基本的にはガバナンスと内部統制というのが、さっきからちょっと話が出ているのですが、やはり財務報告に対する内部統制というのが今回の部会で議論する中で、財務諸表というのは取引がいろいろあって、業務プロセスの中から数値が出てきて、それが集計されてくることが1つはあるのだと思います。やはり上流から言えば、財務報告が出ていくところの財務報告のプロセスみたいなものがあって、そこで経営者がいろいろな見積りをやったり議論したりするところでもまず何か問題がないかということと、さらにそのベースになっている部分で業務プロセスというものがバックにあるのだと思うので、そこの中で内部統制がうまく効いていないと、重要な欠陥があるということになると、やはり財務データというのは間違っただけで出てくる可能性が強いと思うので、そこをどこまでやるかというのは、逆に言うと、財務諸表から遡っていつて何年かけて業務プロセスに関する内部統制を構築していくというようなイメージが今は考え方としてはいいのかなというふうに思っているんですね。これは私の個人的な意見ですけれども。

もう1つは監査の件につきまして、先ほど橋本委員の方からフランスと韓国の話が出ましたけれども、私もフランスと韓国については興味があって調べたのですが、フランスは指摘事項と先ほどちょっとお話がありましたけれども、指摘事項というのは非常に微妙な言い回

しで、監査意見でもないんですね、オブザベーションというふうにフランス語では書いてありますが、基本的には意見を述べるのではなく、感想を述べるような感じのもので、これは監査でも何でもないような感じがするんですね。これをちょっと橋本委員にもそういう理解でいいかどうかをお聞きしたいのですけれども。

あともう1つは韓国ですね、これは確かにアメリカの企業改革法をかなり真似ているのですけれども、私の理解では、監査についてはレビューを一応韓国の方としては要求されているということで、今、公開草案みたいなものも出ているみたいですが、基本的にはレビューなので報告書を出すというような立てつけになっているというふうに私は理解しております、監査を必ず要求しているというのはアメリカとカナダだけかなというふうに私もは思っております。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

橋本委員、何かご意見はよろしいでしょうか。

○橋本臨時委員 結構です。

○八田部会長 それでは、まだご発言をいただいていない委員の方もおられますので、もしよろしければご感想ないしはご質問でも結構ですが。

小林委員、いかがでしょうか。

○小林委員 いろいろお聞きしてまして少しずつ内部統制について理解が深まってきたというところなのですけれども、やはり内部統制というものをどういうふうに考えるのかということの目的のところが一番重要なことというふうに考えております。ここで論点というのを財務報告に係る内部統制ということに絞って考えるのか、そのときに、この内部統制が有効であるというAS # 2号の定義のところ、内部統制が有効であることの意味を内部統制に重要な欠陥がないというふうに規定しておりますけれども、そのところの精査といいますか、それで内部統制が有効であるということをどういうふうにとらえるのかということをやはり検討する必要がありますのではないかと考えております。

コストとベネフィットという議論がございましたけれども、AS # 2号のところで見えますこのベネフィットの考え方についても非常に錯綜しております、やはりガバナンスにベネフィットがある部分というふうにとらえられるところもありますし、そうではなくて、本当にミニマムスタンダードといいますか最低限これを遵守しなくてはいけないんだよと、そういう非常に対外的なアカウンタビリティとしてのベネフィットとかそういうものがあるんですよということで非常に錯綜した議論になっているように見受けられますので、そういうところ

も含めて議論をしていかななくてはいけないのかなというふうに感じました。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

それでは、八木委員、どうぞ。

○八木（良）委員 細かいことを二、三申し上げます。

1つは、きょうのお二人の先生方のご意見で非常に勉強になったのですが、考えてみれば、内部統制をこういう角度で見るというのはまさに新しい動きで、それはせいぜいここ10年ぐらいです。言うなれば揺籃期にあるといえるのではないかと思うんですね。したがって、我々がここでいろいろ議論を進めていく上ではぜひもう一段深くファクトファインドして、各国のメリット・デメリットというものも頭に入れた上で、いろいろ我が国の考え方をまとめていったらどうかとお話しを、伺いながら感じました。

それからもう1つは、次はアメリカでございますが、COSOのハードルが高くてこれは参ったと言っている会社が随分出ている様です。SECのドナルドソンは、あちこちで適用開始時期を、延ばすだとか延ばさないだとか、緩めるとか緩めないとか言っているように、いろいろなことがニューヨークタイムズとかフィナンシャルタイムズで出ておりますが、要するに、彼らも非常にそういうところで悩んでいる様ですので、この辺は余りハードルを高くしますと、せっかく上場しようと思っている会社の芽を摘むというような逆効果はもちろん考えられるわけですから、やはりそのバランスのとり方というのが大事なのではないかというふうに思いました。

それから、これが最後ですが、この机の上の黒表紙にも入っておりますけれども、平成13年7月に日本公認会計士協会がおつくりになった「金融機関の内部管理に対する外部監査に関する実務指針」、これはCOSOなどを意識しておつくりになったように拝見しますが、この中にあります「財務報告目的、内部統制の監査の受諾の前提」という10ページのところに約7項目にまたがって、金融機関の経営者が内部統制に関して評価して、それをこういう準備をして監査を受けなさいというようなことが細かく書いてあるわけですが、これが既に平成13年から施行されているとすれば、私どもの立場からすると、ぜひこの実務指針をもとに銀行経営者がどういう実務を今やっておられるのか、事務局の方から、既に先行しておられるところの情報を、ぜひ聞きたいと思うところでございます。

以上でございます。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

町田委員、どうぞ。

○町田専門委員 今、八木委員からお話のありました公認会計士協会の実務指針の件ですけれども、そこでは2つの報告方法を規定してありまして、1つは内部統制の監査という方法、もう1つは「合意された調査手続」というものを規定しております。しかしながら、実際に、現在、日本において行われている実務としましては、その後者の方になります。具体的に申しますと、内部統制を見て、保証を与えるという形ではなくて、何か気づいた点があれば知らせるという形で行われておりまして、必ずしもいわゆる内部統制報告のフレームが実施に移されているというわけではありません。

ただし、このような形で実際に実務の指針があり、内部統制の監査についても所定のものがありますので、今後の議論のたたき台としてこれが参考になるということは全くそのとおりで問題ないかというふうに考えております。

また、先ほどから議論があります、内部統制は非常に幅広くて、コンプライアンス、業務その他も含めて大変だという話ですが、前回から私のご報告のポイントが定まっていなかったためかもしれませんので、誤解がありましたら解消していただきたいと思っておりますけれども、あくまでも当部会の審議は、財務報告に係る内部統制の報告の問題であると存じます。

そして、その前提の上で、最初の報告でも申し上げましたけれども、アメリカで言うと企業改革法の302条の決算宣誓の問題とこの404条の内部統制報告の問題はセットの議論になっています。先ほど長友委員からご紹介がありましたように、東証の方でも決算宣誓というか決算の正確性の確認等々の対応が図られているということは承知しております。しかし、実際にもしもその正確性や確認書の妥当性を確かめるとなりますと、東証もしくは金融庁がすべての上場企業を検査して回らなければいけない。それは現実問題として不可能であることは明らかであって、ではどういう形でその正確性あるいは確認書の妥当性を担保していくのかというときに、アメリカを始めとする諸外国では内部統制報告制度というものを導入しつつあるので、これを日本でも検討してみよう、ということが議論の端緒であったのではないかと思います。したがって、あくまでも財務報告の側面に限った議論であり、例えば監査委員会をどうするか、取締役会をどうするかという議論ではないのではないかなと受け止めております。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

それでは、竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 今、最終的に日本にどの程度の影響力を持つかという議論なのですが、ちょっと気になるのは、アメリカはエンロン事件とか不正な財務報告の問題が非常に顕在化したということもあって判例というのでしょうかターゲットが比較的わかっているのですけれども、今、

日本は検討対象とすべきターゲットあるいは検討対象をどこに持っていくかということについて、もう少し具体的な状況ないしはこういうケースを想定しているのであると、あるいは資産の処分、取引であるのならそういうことが起こった時点ないしは最近の例でもいいのですけれども、日本ではこういう問題があるのではないかということについてももう少したき台があると、日本とアメリカの風土の違いあるいは問題状況の違いというのが1つ明らかになるのかなと。

そもそもここは経営者の方が少ないのでやや公認会計士の重要性あるいは監査の重要性という議論が出やすいのですけれども、実際、経営の現場を見ていると、だんだんだんだん大きくなると非常にやりにくいんですね、早い話が。これは監査に通らないかもしれないとか、そういうことが日常化するというのは非常にやりにくいのです、現実的に。要するに、監査に余り入ってきてほしくないんですね、一定以上は。つまり、なるべくミドルにしたいわけですよ、監査とか公認会計士の関与する範囲というのは、そう言うては申しわけないのですけれども。そのときに有効性を担保するというそのミニマムな状況ということ在日本でどういうふうにしたらいいかということちょっとターゲットにできないものかと、そんな感じです。

○八田部会長 では、多賀谷調整官。お願いします。

○多賀谷企業会計調整官 今ご指摘のありました日本の事例ですとか、あるいは先ほど委員からもご指摘のありました諸外国の整理とか、改めて資料等をまた準備できるものは準備させていただきたいと思います。

○八田部会長 あとは、一部、前回冒頭で今回のこの部会の作業の進め方に関しての問題提起のご説明があったかと思いますが、たまたま竹内委員はご欠席だったということもあったので、その辺に関してのご質問かと思いますが。

それでは、残り時間も少なくなってきましたが、最後に、荒谷委員、何かご発言いただけますでしょうか。

○荒谷委員 私は法律の専門家で会計には不慣れなものですから感想だけ述べさせていただきますと、第1点は、コーポレート・ガバナンスの概念と内部統制の問題が一緒に議論されていて、ある意味ではオーバーラップするところもあるのですけれども、その部分が混在化した形で議論されているのではないかなという気がしますので、そこをきちんと議論し直す必要があるのかなと思います。業務決定のプロセスがそのまま結果としてあらわれますので切るとは難しいと思いますが、来年施行予定の商法では会計士の代表訴訟も認められることになっておりますので、ここの部分をあいまいにしておきますと、先ほど竹内委員がおっしゃいましたよ

うに、重要資産の処分までがいいのか、普通の取引まで入るのか、具体的にどこまで監査をするのかによって株主によって代表訴訟を起こされる危険性が非常に出てまいります。ですから、その基準をきちんとしなければいけないのかなというのが1点です。

それから、私はフランスの商法を研究しておりますのでその観点から感想を申し上げますと、どちらかというフランスはアメリカのエンロン事件を見まして向こうでヒアリングをしたところでは、アメリカであれだけやっているのに機能していないのであるからアメリカの制度自体に非常に懐疑的であるというのが研究者の大方の見方です。少し距離を見た見方をした方がよいのではないかと。それから、ブートン委員会等は経営者の立場ですけれども、研究者レベルではもう少し冷静な目で、アメリカとは違った形のガバナンスのあり方があるのではないかと、それについて検討を加えるべきではないかというのが大勢を占めております。アメリカと違いましてフランスはもともと制定法主義の立場をとっております、皆さんご存じのように、証券取引委員会等政府主導によって規制を行っておりますので、依然としてやはりアメリカの自主規制がうまくいかないのであればそれを強力で推し進めた方がよいのではないかという雰囲気は私は昨年フランスで実感したところでございます。

○八田部会長 どうもありがとうございます。

時間も少なくなりました。そろそろ定刻になりますが、まだご意見はございますでしょうか。それでは、本日の議事はこの辺で終了させていただきたいと思えます。

なお、今後の予定について申し上げますと、次回の部会は3月10日（木）の午後3時～5時に開催します。内容といたしましては、既に今日ご議論もありましたが、わが国企業における内部統制の実務の状況と、わが国の基準を考える上で1つの重要な要素になると思われる情報処理面における内部統制のあり方について議論をいただくことを予定しております。

最後になりましたが、先回ご欠席になられました竹内委員がご参加ですので、一応ご紹介させていただきます、もうご発言いただいておりますが。

それでは、これにて閉会いたします。本日はお忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。

午後 4時59分 閉会